

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第10号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成25年3月29日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成25年1月29日午前8時50分頃、  
において、不注意により相手方所有の車両を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

3 損害賠償の額

119,700円